

平成29年白老町議会議会運営委員会会議録

平成29年3月30日（木曜日）

開 会 午前 9時55分

閉 会 午前 11時20分

○会議に付した事件

協議事項

1. 陳情審査（陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情について）
-

○出席議員（5名）

委員長	吉田和子君	委員	大淵紀夫君
委員	小西秀延君	委員	吉谷一孝君
委員	西田祐子君	副議長	前田博之君
議長	山本浩平君		

○欠席議員（1名）

副委員長 山田和子君

○説明のために出席した者の職氏名

参考人 林充紀君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 南光男君
主査 増田宏仁君

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前 9時55分）

○委員長（吉田和子君） 協議事項といたしまして、本日、陳情第1号、バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書について、議会運営委員会に付託となりましたので、今後このことについて議題として進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず1つとして、今後の協議の進め方ということで局長のほうから説明を願います。

○事務局長（南 光男君） 3月議会でこの陳情第1号につきましては、議会運営委員会に付託ということで、きょう陳情第1号の審査ということで参考人として林充紀様を招へいしているところでございます。10時半からということでご案内しておりますので、10時半から参考人の願意をお聞きしたいと思っております。それと、それに伴って本会議4月に議会だけでこの陳情書の取り扱いを委員長報告として挙げて議会で採決するという必要かと思っておりますので、4月中にということになるかと思っております。きょう参考人の願意を聞いて、質疑をして、討議をして、討論をして、採決という議会運営委員会としての採決というところまで予定しているところでございますけども、あとはそれに基づいてこの4月会議開催というのはあとでまた協議になるのかなと思っておりますけども、そういう日程になってございます。

○委員長（吉田和子君） 今、局長から説明がありましたように、本日は陳情に関して参考人として林氏を招へいしておりますので、今回この委員会でやりまして、休憩を挟みまして本人がいらっしゃったらいろいろ質疑をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。それから、4月の定例会については補正等が出てくるかどうかという話を局長のほうも確認していただいたのですが、今のところはないようですので、人事の異動もある月なので前半ではないと思っておりますので、議会独自でこのことに関して議会を開くような形にして早目にきちんと決着というか、お話しなければいけないというふうに思っておりますので、その点ご協力をよろしくお願いしたいと思います。こういう進め方でよろしいでしょうか。本日採決までできれば進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。それでは、式次第によりまして進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。本日は、山田副委員長は諸事情によりまして欠席の届けが出ておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

本日の委員会の日程については事務局から説明をいたします。

○事務局長（南 光男君） 本日は、3月21日に開催した定例会3月会議において、議会運営委員会へ審査付託されました陳情第1号、バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書の審査を行うこととしております。陳情書の提出者を参考人として呼びしております。提出された陳情書の願意を聞き、質疑を行う日程にしております。

○委員長（吉田和子君） 陳情第1号、バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会

開催に関する陳情書を議題に供します。

これより審査に入ります。まず、陳情書を事務局長より朗読をさせます。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 件名であります。陳情第1号、バイオマス事業及び第3商港区事業に係わる百条委員会開会に関する陳情書。

要旨、①バイオマス事業について、当該プラントの塩素濃度と白老町のごみの塩素濃度に大幅な乖離があるのに事業を強行実施。結果、事業は実質破綻し納税者である町民に負担を押しつけられた。②第3商港区について、取扱実績見込の約半分を占める製紙会社を初めとする主要先から念書、取締役議事録写等を徴求しないのは公務員の不作為。国の直轄事業といえども、事業費の約20%を港湾管理者である白老町は負担することになることから、上記書類を徴求するのは必須条件。公の港湾だから徴求しないという人もいるが、前述のとおり取扱実績見込の半数を1社が占める白老港は当てはまらない。

理由。要旨の①②について、現在白老町民は上記2事業の不適切な役場の処理によりもたらされた高い超過税率を負担されるだけで、役場も役場をチェックする役割がある議会も真相解明しようという動きが見受けられないことから、日本国憲法で保障された知る権利を行使し、本陳情を行うもの。

以上、白老町議会会議規則第77条の規定により陳情いたします。

平成29年2月25日。陳情者、白老町石山45の75、林充紀。以上でございます。

○委員長（吉田和子君） 次に、陳条の審査のため参考人として白老町石山45の75、林充紀氏を招へいしております。参考人の入室をお願いしますということなのですが、まだ時間早いですので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時30分

○委員長（吉田和子君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

参考人、林充紀氏につきましては、本日は大変お忙しい中、本委員会の陳情審査に当たり、参考人として快くお受けいただき誠にありがとうございます。早速、陳情提出者である林充紀氏より陳情書を提出された願意についてお話を聞きたいと思っております。林氏よろしくお願いをいたします。

○参考人（林 充紀君） 私が今回の陳情をしようと思いましたが理由は3つございます。まず1番としては、私は神奈川県から6年前に引っ越してまいりまして、4年前ぐらいからバイオマス事業や第3商港区のことをいろいろな方からご指導いただきまして知ることことになりました。我々としては、2元代表制のもとで、役場と町議会が自浄作用を発揮し、真相解明が進むものと期待しておりました。しかし、一向に兆しすら見えない中、話題にする人も年々減少してまいりました。そんな中、昨年とうとう白老町は町民が行政に対して憲法で保障された知る権利を行使できるまちづくり懇談会の開催を見送りました。我々は苦小牧や登別のように2、30カ所で広く実施するよう要求してきたさなかにこういうことが行われました。でも我々とし

ては、時代の白老を担う人たちに、なぜこうなったのか、再発防止策はどのようにしたかを知らしめなくて税金だけを負担させるということでもいいのだろうかと思ったから今回陳情いたしました。ある人は言っていました。おまえら町民は事実を知らなくてもよい、黙って税金だけ払ってればいいのだと、白老町役場と議会に言われているようだ、というふうにある方はおっしゃっておいりました。これが第1点です。

第2点につきましては、もし今このバイオマス事業と第3商港区の真相解明、再発防止策を講じておかないと、今後また同じ過ちを起し、財政破たんするなど、将来の白老の人々に迷惑をかけるのではないかと思ったからです。例えばどのようなことかといいますと、町立病院についても、我々は、人口減少に陥っている北海道は、外科とか内科とか専門医ではなく総合医の養成に努めており、1次産業機関としての白老病院は総合医を担当する診療所にすべきというふうに提言してきましたが、白老町は24億をかけ大規模病院の建設を検討しております。かつ、入院施設についても西胆振地区は飽和状態と言われている中、胆振地区全体の中で今回病院建設を考えた場合、暴挙とは言えるのではないかというふうに考えております。また、すでに建設済の食育センターにつきましても、人口減少に対応すべく推進している広域行政の中、樽前地区や登別に白老とほぼ同じ経過年数を有する給食センターがあるから広域行政を検討してほしいと要望しましたが、これも受けいれられませんでした。このように非常にビックプロジェクトがある中、やはり今回真相解明して、再発防止をして、他山の石として今後同じ間違いをしないほうがいいと思ったのが第2点です。

第3点は、今回の陳情により真実を明らかにすることにより、以後白老町の町政が町民に開かれた町政への改革に転じることを希望するからです。例えば、昨年ようやく実現できたプレミアム商品券のコープさっぽろでの利用についても、聞くところによりますと町民は数年前から役場等に要望していたのになかなか実現ができず、仕方なく私どものほうでコープさっぽろ本社とか役場に交渉したら何とか成約に至ったわけなのですけれども、役場の人たちが地元商店と広く支援すると主張しておりましたが、1年前であっても同じ商工会内でも利用実績に格差があると聞きますし、加えて地元企業を支援するのであれば、町政に寄与するような制度融資や利子補給制度を設ければ、商工会全体の中でも不公平感を解消できると主張しましたができませんでした。このような3点を踏まえまして、少しでも白老町政がよくなるかというふうな考え、今回バイオマス事業と第3商港区の百条委員会を開催させていただきまして真相解明及び再発防止策の検討をこの時期にやっていただきたいと思ひまして陳情いたしました次第です。以上です。

○委員長（吉田和子君） ありがとうございます。それでは、これより委員の皆様から、陳情者の願意に対しては3点ほどお話を下さいましたし、陳情書第1号を出されておりますが、その願意に対して質疑をお受けしたいと思ひます。質疑のあります方はどうぞ。

小西委員。

○委員（小西秀延君） きょうはお疲れさまでございます。ちょっとわからない点がありますので、ご質問を何点かさせていただきたいと思ひますが、まず、この陳情書にあたりまして、理由の下から2行目に真相を解明しようという動きが見受けられないという記述がございま

す。議会もこれまで通常設置されています常任委員会等でこの点については調査をしているということでございますが、そこで何点かご質問をさせていただきたいと思えます。

今回百条委員会開催ということの陳情でございますが、百条委員会というのは、通常一般的に疑惑の解明もしくは不正があったことを追求するために設立されるというふうに認識をしておりますが、この2点、バイオマス、第3商港区について疑惑が残っている点、また不正だと思われる点についてどのような見解をお持ちかということをご質問させていただきたいと思えます。

また、今ご説明をいただきました中で、我々という形でご説明をいただきましたが、陳情者は林さん個人ということになってございますが、その点についての背景、団体なのか個人なのか、陳情では個人という形になっておりますので、その辺のご説明をいただければと思えます。

また、先ほど理由の真相解明という点をご質問しましたが、上記事業の不適切な役場の処理により持たせられた高い超過税率ということでございますが、この2事業がその一端になっていることは理解をされますが、ほかにも原因があり、また超過税率に関しましては都市計画税の考え方もリンクするところがございます。その点をどういうふうに理解されているか、その点もお伺いしたいと思えます。

○委員長（吉田和子君） 林充紀様。

○参考人（林充紀氏） まず第1点の疑惑というところにつきましてですけれども、これは議会のほうでもいろいろやられていらっしゃるかと思えますけれども、例えばバイオマスに関して申し上げますと、0.3%の塩素濃度というプラントであるにもかかわらず、そのプラントを導入するのであれば、事前に白老町役場は白老町から出るごみの塩素濃度を事前に十分検討した上で、その処理にふさわしい場やプラントを選ぶべきである。すなわち不作為がそこに生じているのではないかというふうに考えたわけです。

それから、第3商港区につきましては、これはいろいろ役場とか国交省と話し合いをしてきましたけれども、国交省側は広く公の港湾であるから念書とか取締役事録を取らないというお話だったのですけれども、この取扱実績の約半分を占める地元製紙会社、これは公の港であるとは言いながら、その半数を占めるという非常に第3商港区事業においては大きな意味のある会社でございますが、そちらから念書を取らないというのは、これは公の港であるというのは理由にならないし、とりわけ税金を投入している以上、民間以上に厳しくチェックすべきなのにそれをやってないというのは問題である、これも不作為だというふうに考えまして提案させていただきました。

それから、2番目の団体か個人かということでございますけれども、これは個人でございます。今回の場合もそうですけれども、町民の方はいろいろ言っている方はいらっしゃいますし、プレミアム商品券のほうでもいろいろな町内会長さんおっしゃっていただいている中で、どうも役場に言っても話が進まないという中で相談を受けましてやっておりますので、ニュースソースは複数ですけれども、今回の陳情については個人でございます。

それから、超過税率につきましてですけれども、確かに委員おっしゃるとおり都市計画法に則ったものではございますけれども、要するに則っているからいいということではなくて、ち

やんと真面目に事業をやって、やるべきことをやって、そういう超過税率ならやむを得ないと思うのですが、先ほどのように不作為と思われるものがある中では、やはり町民感情としてはこういう表現になってもいた仕方ないかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（吉田和子君） ほかに質問何かありますか、よろしいですか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） まず、バイオマスの件についてなのですが、今数字的な0.3%という塩素濃度のお話も出ましたが、議会で調査した段階では町側もその点については答弁をいたしております。そのときには、希釈が副資材によって可能であるという判断でこの事業遂行したということで答弁をいただいているように記憶しております。その辺もご理解をされているのかどうなのかという点、調査をした結果を理解されているのかという点をちょっとお聞きしたいということと、また港に関することでもご質問をさせていただきますが、公の港ということが前提でございます。そこで、1事業者から確約を取ってそれを念書としていただくということに法的根拠があるのかどうなのかということを私がちょっと疑問なのですが、それを必須条件だと考えられる理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 林充紀様。

○参考人（林充紀氏） まず希釈についてでございますけれども、これはもう役場とも何度も話したのですが、例えば設備を入れるときに、その補完を前提に設備を入れるとはあり得ない。例えば、子供6人で8人家族の人が車買うときに、4人乗りの車を買って後ろに乗せればいいという考えではなくて、最初から8人乗りの車を考えてやるべきであって、希釈を前提に議論するというのは本末転倒であるというふうに役場の職員には言って、なぜそんなことをいい訳みたいにするのだというふうに言ったのが1つです。結局、希釈を前提にするというのは、私としては考えが違っていると思いますし、仮にそれが正しいとするならば、希釈によってどういう収支計画に変動があるのか、それを開示しなさいと。そうしないと検討ができない。希釈にどのぐらいの費用がかかると。プラントにはこれぐらいで済んだけれども、0.3%のプラントだと例えば10億だけれども、1%の希釈をするためには20億かかります。それだったら希釈でやったほうがメリットがあるという考えもあると思いますけれども、そういうことが全く検討されていないで、今の白老町のごみと合わないから希釈というふうに後づけのように発言されていらっしゃるの、それは違うというふうに思っておりますので、今回は希釈というのは第二次的な作業であって、第一義的にはプラントで現在の白老町のごみを処理するというのが第一義的であるというふうに考えております。

それから、必須とする理由につきましては先ほども述べさせていただきましたけれど、これが50社、60社、広く同じぐらいの取り扱い実績見込みであるなら今委員がおっしゃったとおりだと思いますけれども、この第3商港区が成り立つ1番のベースになるのは約360万トンの取扱実績見込みの約半数を占めるこの会社が入らなかったら、最初からこの結果は成り立たない。そこから取れないというのは法的根拠云々の前に、例えばこれ一般の企業経営を考えていらっしゃるかわかると思うのですが、例えば、あるところからの受注が見込まれます。設備投資をします。その設備投資をするときに、発注者のほうから大体このぐらいの発注見込みがあり

ますと、そういうのは念書なり何なりもらっておかないと、委員は民間企業に関与されたかどうかかわかりませんが、なかなか1民間企業としてはそういう裏づけがないと設備投資はできないから、これは民間レベルで考えれば私は当たり前の話だというふうに考えております。以上です。

○委員長（吉田和子君） よろしいですか。ほかに質疑のある方どうぞ。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。ご苦労様でございます。林さんの願意は、百条調査委員会を設置してほしいということが願意というふうに私は受け取り、受けとめておりますが、それでいいかどうかということが1つと、もう1つはこの言われている真相解明という中身。正否の議論をここでしようとは私は全く思っておりませんので、真相解明は今言われたバイオマスでいえば塩素濃度の問題、私がちょっと認識しているのとは違うのもございますけれども、その部分と、港の製紙会社さんのそういう一連の裏づけというか何というか、そういう文書がもらってない、そこの真相を解明したいということが百条調査委員会を設置してほしいという願意と一致しているのはそこの2つ、真相解明というのはそのことを指しているという理解でいいですか。

○委員長（吉田和子君） 林充紀様。

○参考人（林充紀氏） 今委員がおっしゃったとおりだと思います。私の1番の根本的な理由というのは、1番最初に申し上げましたけれども、これから白老町に住み続ける人は人口減少とは言いながらある程度の方はいらっしゃると思いますけれども、そのときに何でこんな第3商港区の借金が残っているのだろうとか、バイオマス事業の借金が残っているのだろう、なぜこんなことをしたのだろうと。今やっておかないと、あと住む人たちに失礼なのではないかなと思うのです。バイオマス事業につきまして、私も役場にいろいろ照会はかけたり、農水省に確認しましたけれども、なかなか資料が出てこない。もうないというふうにおっしゃっておられるのですけれども、それだったらその頃いた人たちにやはり百条委員会のものを利用していただいて、現在いらっしゃる方々にいろいろ質問するとか、農水省とか国交省の方々も来ていただいて、どうしてこういうふうになったのかというのをやはり知って、将来の方々にわかっていただくというのは、私は必要だと思っております。以上です。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。私が聞いたのは、言われている真相解明というのは、今言われた2つのことでいいのですね、その確認をきちんとしたかった。我々は百条調査委員会を設置してほしいという願意と同時にその裏づけが2つの点を真相解明してほしいので百条はつくってほしいという意味なのかどうかということを正式にきちんと聞きたいのです。なぜかという、それはここで、0.3だとか0.35の議論はいくらしてもしょうがない話なのです。事実関係は我々もきちんと議論しておりますので、そういう立場の中でどういう判断するかということになりますので、そこで真相解明という中身はそういうことでいいのですかということを知りたいのですよ。それともう1つ、一般的には請願のほうが強いのですね、国民一人一人の請願権という権利ですから。請願ではなくて陳情にされた。陳情とは一般論で言えばお願いです。

請願というのは国民一人一人に与えられた請願権という権利です。請願ではなくて陳情にされた理由が何かあれば、無かったら無くて構いません、あったら聞かせてほしいなど。それはどうしてかという、請願というのは凄い強いものです。陳情とも全く違います。ただ、うちの議会は請願と陳情はほとんど同じように取り扱っておりますけれども、そこら辺何か考えがあって陳情と請願の区別されているのかどうか、それだけ。それは百条調査という中身はきっと知っていらっしゃると思うのだけど、ただつくって何かをやるとか、先ほどちょっとあったけど疑惑があるからやれという問題ではないですから。根拠がきちんとしていないといけませんから、そういう点でその部分だけ、その2点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 林充紀様。

○参考人（林充紀氏） 1番の点につきましては委員のおっしゃるとおりでございます。2番の点につきましては、そこはまさしくちょっと痛いところ突かれたと言いますか、本当は請願というのは考えていたのですけれども、当初に申し上げましたとおり、2元代表制という中で議会は機能していただいているだろうということを固く信じておりまして、私ごときが百条委員会の開催をお願いするというよりも、議会はやはり真相解明に積極的にうまく動いていただいているというようなことを裏づけにしまして請願ではなく陳情にいたしました。以上です。

○委員（大淵紀夫君） わかりました。

○委員長（吉田和子君） ほかに質問のございます方どうぞ。吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。きょうはご苦労さまです。ちょっとお尋ねしたい点が、この件について今まで議会でも議論はされてきております。議会でいろいろ行政側に質問をして答弁をもらっておりますが、林さん自体がこの件について何か行政側がまだ隠している、隠していることが不正なのではないか。その隠していることというもの、逆に言うと何かそういったものについて林さんとして押さえているものがあるのか、その点についてお伺いしたいのです。

○委員長（吉田和子君） 林充紀様。

○参考人（林充紀氏） 行政が隠しているかどうかはわかりません。ただ、先ほどもご説明させていただきましたけれども、塩素濃度についての説明を求めたときも、役所の課長さんクラスからいただく回答について理解できなくて、再質問するとやはり言葉に詰まってしまって、資料がないからわからないという言葉をいただくだけで、それから議会の方がいろいろ真相解明に努力されてることは議会だより等を通じて十二分に理解しているつもりではございますけれども、やはりなかなか納得するような回答が行政側のほうから出てまいりませんので、少し今までどおりの真相解明の方法ではなく、ちょっとやり方を変えて、今東京都のほうでもいろいろ話題になっておりますけれども、やはり今やっておかないと後で困ると思いましたので、この機会に百条委員会を利用させていただいて、だらだらとやるのではなくて、びしっと決めて、もう後は再発防止を検討していただいて、今後同じようなプロジェクトのときは同じ過ちがないようにやっていただくような機会にさせていただきたいと思ひまして、今回陳情しております。以上です。

○委員長（吉田和子君） よろしいですか。吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 今のお話ですと、要はこの2点について何か行政側は隠しているとか、不作為があったとか、そういったことでの百条委員会の要望ではないということですね。そういった考え方でよろしいですか。

○委員長（吉田和子君） 林充紀様。

○参考人（林充紀氏） 先ほどの塩素濃度の問題に関して言いますと、行政は決裁するときに0.3いくつかのプラントを導入するときに、ごみ処理をするときに、どういう判断で決裁したのか、その根拠を示してもらいたいとか、先ほどから繰り返し申し上げていますが、希釈するのだったら0.3%プラントだったら10億、1%のプラントだったら20億、5億だから希釈にしましたと、新しいプラントにするよりは希釈するほうが対応できるのだよというのであれば、その資料を出していただきたいとお願いをしたのですが、それは資料がなく、どういうふうに決裁をとったのかもわからないというお話だったので、町民としては納得できないということで今回こういう対応をとっております。

○委員長（吉田和子君） ほかに質問がございます方はどうぞ。よろしいですか。

○委員長（吉田和子君） では、質問が出ないようですので、以上で参考人の林充紀様、大変ありがとうございました。退席をお願いいたします。

休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 1分

○委員長（吉田和子君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

これより、本陳情書に対する討議を行います。

討議については委員会条例第13条の規定により自由討議により行います。

各委員の討議をお願いいたします。

真相解明ということでの百条委員会を開催してもらいたいと。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 先ほども参考人からお話をいただいたのですが、真相解明の意味がよく理解できない。何に対しての真相なのかということが、この文書の中、質問の中からはとれなかった。今まで議会の中での議論、行政側から答弁いただいた中での範囲でしかなかったというのが現実で、私たちが新たに知り得たとか、別な部分でのものがなかったというところが、私はこう感じたところなので、真相の解明というところでの願意について、私は理解ができなかったというのが正直な意見であります。

○委員長（吉田和子君） ほかにどなたかありませんか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 私も、百条委員会という委員会を開催するにあたって真相解明してほしいという願意と理解しますが、まず、バイオマス事業では3%希釈するプラントの資料を出してくれと、プラント自体での希釈ということは科学的にも私たちが理解している事情とはちよつと違うような趣旨で述べられておりました。そのような書類等も提出願おうと思つたらし

てくれなかったということですが、私たちもそういうような形、プラントを変えれば塩素濃度が下がるというふうな形ではないという、原因はないというふうに理解しているので、そのような書類は存在すること自体がないのではないかなというふうに思っております。

また、第3商港区に関しても、企業からの議事録の請求、徴求されておりますが、もう結果としては企業様からご回答をいただいて、結果は出ていることの旨を報告を受けておりますので、そこを調査しても原因の究明とかというのには形的にはならないのではないかとこのように思っておりますので、百条委員会の開催にはちょっと馴染まないのではないかとこのように判断をしているところでございます。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。私がなぜああいうふうに聞いたかという、1つは塩素濃度の件について言えば、私の記憶が間違っていなければ0.35という、この数字というのは我々も2年ぐらい後に知ったのです。この0.35という数字は何かというと、全国の平均のごみの濃度なのです。これはきちんとあるのです。データ出ているのですよ。それで、そのことについては、結果として2年か2年半か忘れたけど経ってから町は認めたのです、0.35でやったと。それで、最終的には、委員会で副町長が2度ほど謝って、本会議で追求して、町長がそのことを認めて謝っているのです。バイオマスがどうのこうのじゃなくて、事実関係は私の記憶ではそういうふうに記憶しています。ということは、この問題はその時点で1つの決着を見たというのは私の判断です。ですから、そのことは何度も同じように議会でも言っています。ですから、そここのところは真相解明の部分、真相は解明されているのです。そんなことを陳情者と話しても仕方ないことなのです。私はそんなことは一切話しませんでしたけれども、私の理解はそういう理解です。

それから港の問題については、これもこの部分の真相解明してほしいというわけです。確認しました、2回。これは本会議で私ではないどなたかが質問されています、松田さんか誰か忘れたけど。念書かそれとも議事録があるのかと聞いた。その取締役会の記録かどうかはちょっと記憶はありませんけれども、そういうものがあるかないかという議論は議会ですでにされています。調べれば出てくると思います。それは、あのときはやはり専用埠頭か公埠頭かという議論だったのです。公の埠頭というのは、定義がきちんとあるのです。釧路港にも専用埠頭はございますから。そういうことと言えば、その定義はちゃんとあって、公埠頭の場合はあくまでも公で、いいかどうか賛成するかは別です、理論的な根拠というのは、公埠頭というのはちゃんとあって、その中で問題を処理していったというのは、私は実態ではないかというふうに押さえております。そこ違ったらちょっとまずいですから、ちょっと皆様のご意見も聞いて。私は、真相解明がその2点であれば、議会と町との関係の中では、陳情者が納得できるかどうかは別にして、一定程度の議論、解明はされているのではないかとこのように判断に現段階でたっているということでもあります。

○委員長（吉田和子君） いろいろ出ていますけれども、ほかにありますか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 西田です。これは個人的な意見なのですが、私前回委員長させ

ていただいておりますときに、このバイオマスの問題について委員会のほうで随分させていただきました。その当時、副町長はじめ担当の方々もできる限りの情報を全部出していただいたと、私はそのように信じております。それ以上聞くことがもしあるのであれば、そのときに聞かなかったということになりますけれども、ほかの委員さん方も、もうこれ以上聞くことはないだろうというような中で、本当に町民の方々にこういうことでしたということで、副町長が2回も謝られて、議会広報にも載せていただいた記憶があります。こちらのほうに關しましては、私としてはもうこれ以上真相究明するとしても、何を究明していったらいいのかと思っております。

2つ目の港につきましては、やはりこのことも議員になったときに1番最初に私も気になって、すぐに館谷前町長に当時聞いた記憶がございます、港をつくるときに。そのときに、はっきり町長が、公の港なので当時の製紙会社と何かをするというような、契約をするとか、念書をとるとか一切していません。あくまでも公の港としてつくりたいのだと、そういうことを議員の皆さんに理解してほしいというようなことを言われた記憶がありますので、これに関しましても、当時の執行された方々の判断に対して賛成反対の世論があったとしても、議会もそれに賛成多数で議決されたものですから、どこをどうやってそれ以上の真相を解明していいのかがちょっとわからないなど。あとはもう本当に当時の町長に来ていただいてお話を聞くしかない。ただ、元町長に来ていただいたとしても、何を新たなものが出てくるのかなと思って。そこからましてや新たな対策というのか、そういうものが見えるのであれば来ていただいてお話を聞くのも十分いいと思いますけれども、この百条委員会というのは別にそれで罰するとかというものではなくて、むしろこういう問題に対してこういう原因がありましたと、これに対してこれから行政と議会はどうやっていくのだという新たな形をつくるための百条委員会であって、それからいくとちょっと、願意は、気持ちはわかるのだけでも、もっと知りたいというのはわかるのだけでも、私たち議員が百条委員会の中で真相究明するのはこれが限界だったかなと、私は当時はそう思って終わらせていただいたのですが、ほかの町民の皆さんから見たら足りないと言われれば仕方がないのですが、そのように私は感じております。

○委員長（吉田和子君） どうでしょうか。真相解明という2つの問題が出されてきたことについては、最初やはりバイオマスというのは初めてのことでいろいろな心配点がありましたから、そのことを確認しながら1つ1つやってきた。そういう中でまた問題が起きたときには、またそれを議会で質問したりとか、それぞれの委員会が立ち上げたりとか、そういうことで取り上げてやったということで、きちんとした真相というか、なぜそういう原因があったのか、その原因に対してどうするべきなのか、やめるのであれば国にどう働きかけるのか、いろんな議論をしてきたと思います。林さんもそれは認めていました。議会は十分動いてくれていたということは言っていましたけれども、私たち議会ができる範囲のこと、資料を出してほしいということも全て含めて現場へ行ってみたりとか、全てのことで対応してきたということに私は捉えておりますので、決して町民に迷惑をかけたりとかそういうことではなくて、結果として成功ではなかったけれども、目的に対して私たちは賛成をした立場でありますので、その問題点をきちんとやはり解明をしながらやってきたというふうに私は自負しておりますの

で、これ以上のものを本当にどうやったらいいのかなと、西田委員ではないですけども、そのように思います。

港に関してはやはり1企業の覚書とかそういうものを出してもらおうという立場の状況下の中での港づくりではなかったのではないかというふうに思いますので、町としてどういう港をまた今後つくっていくのかという議論はしていますし、責任の追及ももちろんしていますし、それからありよう、それからこれからのポートセールスのあり方、そういったこともどんどん議会の中で議論していることでありますし、まだ必要な工事がなぜ必要なのかとか、どういったことなのかということも必ずその都度議論してきたはずですので、ないがしろにしながらではこちらはどうかというふうにやってきたことは1つもないと思っていますので、これ以上究明ということに私はならないのではないかというふうに捉えております。ほかにご意見ありますでしょうか。議長、副議長におかれましてはどうでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 各委員の皆様方の意見に同感でございます。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 内容的なものは議論されたし、今までの経過も皆さん言っているし、陳情者が言う2元代表制云々というのは個々の議員がどういう質問をしたかということは抜きにして、そういう部分の機能もしていたのかなと思います。その本人が言うように、この2つの大きな陳情の主眼は、今後このような過ちを起こさないための真相解明の陳情なのです。この百条委員会の前のお話なのだけど、町民から見れば議会の議論審議はどうだったかというのは別にして、議会の中では一定のそういう方向性を見い出したり、ときにはそれを議会が言っている部分について認めて陳謝とかと、そういう部分の経緯があって1つの方向性が見えているので、私は今後のこういう過ちを起こさないための陳情ということに対して逆にどうかと思います。

○委員長（吉田和子君） 今、副議長からもご意見ありましたがけれども、願意の中には含まれていないことなのですが、私たちは心していかなければならないことだと。これからつくるものに関しての人口減少と社会的な現象から財政の健全化プランをしっかりと見据えながら、しっかりと議論をしてどういった形がいいのかということは、この大きな2つの問題を踏まえながら、これまだ継続している問題ですから、終わった問題ではありませんので、その中で、また新たな、先ほど言っていました病院だとか食育センターの話もしていましたけれども、1つ1つのことをやはりしっかり議会として、2元代表制ということも林さんは認識しながら、議会に対してもその議論をして、いろいろなことを追求していく権利もあるし、義務もあるし、責任もあるのではないかということだと思いますので、そのことはやはり心していかなければならないというふうに捉えておりますけれども。討議のほうはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 討議なしと認めます。

次に討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたしたいと思います。

陳情第1号、バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

○委員長（吉田和子君） 全員反対。

よって、陳情書第1号は 不採択とすべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託された陳情の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） ご異議なしと認めます。それではそのように取り扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

（午前 11時20分）